

2010年9月9日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する
ことに係るコンピュータ処理について（答申）

2010年8月27日付けで諮問（第448号）された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市の国民健康保険の医療費のうち、調剤分については平成19年度が54億1千万円、平成20年度が57億1千万円、平成21年度が60億4千万円となっている。

年々増加する医療費を抑制し、患者負担の軽減と国民健康保険財政の改善を図るため、平成22年度は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進するための差額通知を実施したいと考えている。

ジェネリック医薬品とは先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品と比べて薬価が低く設定されている。このため国は、平成19年6月に「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」との目標をたてた。

しかしながら、現在のところ、後発医薬品の普及は諸外国に比べ進んでいない。諸外国の後発医薬品の使用状況を見ると、平成19年のデータでは後発医薬品の数量シェアは米国67%、英国62%、ドイツ59%と使用が進んでいるが、日本は平成21年9月現在、20.2%と諸外国に比べ普及が十分とは言えない状況にある。

平成21年1月には厚生労働省国民健康保険課長名で、「国民健康保険における後発医薬品の普及促進について」通知が出され、ジェネリック希望カードの配布、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担の軽減の周知など積極的な取り組みを行うよう努めることなどとしている。

本市としては、平成21年度より国保ハンドブックに「ジェネリック医薬品希望カード」を印刷して、被保険者に配布しているところだが、今年度は先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額を被保険者へ直接通知することにより、一層の使用促進の取り組みを行うことにした。

この差額通知を実施するにあたり、神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）の後発医薬品促進情報ファイル（調剤データ等）と本市の被保険者情報ファイル（住所データ等）でコンピュータ処理を行うため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

ア 被保険者が保険薬局で調剤したレセプト件数は、平成22年6月受診分で約5万1千件、処方医薬品数は18万2千点となっている。これら膨大な量の医薬品のうち後発品に代替可能な医薬品を探して、先発品との差額を計算するにはコンピュータによる処理が必要となる。

イ 上記処理により被保険者ごとに差額を計算した後、通知対象者を絞り込み、各被保険者ごとに帳票を印刷し、住所地に郵送する必要がある。これも最終的には約5千件程度と想定されるので、迅速かつ効率的に処理するにはコンピュータ処理が必要となる。

(3) コンピュータ処理の内容

ア 本市職員が、国保連から後発医薬品促進情報ファイルをCD-Rで受け取り、藤沢市国保システムからは郵送作業に必要な被保険者情報ファイルを作成しCD-Rに移し替える。

イ 上記2枚のCD-Rを委託業者に渡し、I SMS認証を取得している特定の作業所でデータ処理、印刷を行う。

抽出条件は生活習慣病や慢性疾患等で長期服用している医薬品が対象で、がんや精神疾患の薬については送付しない。

ウ 委託業者は封入・封かん後、通知書等を保険年金課に納品し、貸与したCD-Rは返却する。

(4) コンピュータ処理する個人情報項目

ア 国保連の後発医薬品促進情報に記載されている項目の全て

- (ア) 患者情報ファイル 患者情報レコードを記録
- (イ) 調剤情報ファイル 調剤情報レコードを記録
- (ウ) 医薬品情報ファイル 医薬品情報レコードを記録

イ 藤沢市国保システムで管理している次の項目

- (ア) 被保険者番号
- (イ) 続柄コード
- (ウ) 氏名(漢字)
- (エ) 氏名(カナ)
- (オ) 性別
- (カ) 生年月日
- (キ) 郵便番号
- (ク) 住所

(5) 安全対策について

ア 委託業者の安全対策

委託業者選定にあたっては、競争入札とするが、個人情報の保護を図るための仕様を設定したうえで、データ運用の安全対策に対する証として、財団法人日本情報処理開発協会認定によるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

委託契約では、本市「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」、
「事業所の管理及び電子計算機等システムの運用に関する基準」を遵守するよう契約書に明記し、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行う。

さらに仕様書では、印刷物及びデータの保管においては作業中を除き、施錠のできる耐火式保管庫を用い管理を徹底するものとし、製造工程で発生する不要な紙媒体（ミスプリント）なども同様に施錠できる場所で管理し溶解処分等の処置により漏洩しないようにする。

バックアップデータの保管についても、施錠のできる耐火式保管庫をもちいるものとし、成果物納入後、5日以内に消去を行い、データが漏洩しないよう万全を期するものとする。

作業用に作成されたCD-Rは、成果物納品の際に返却させ、IT推進課作成2009年2月17日付「記録媒体の取扱いについて」の規定に基づいた取り扱いとする。

イ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

ウ 国保連の安全対策

国保連にも「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており、個人情報の保護や適正な取り扱いに努めている。

(6) 実施年月日

2010年12月頃

(7) 提出資料

- 資料1 ジェネリック医薬品差額通知システムイメージ図
- 資料2 平成22年度版国保ハンドブック・ジェネリック医薬品希望カード
- 資料3 ジェネリック医薬品差額通知（案）
- 資料4 後発医薬品促進情報のデータ仕様
- 資料5 国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進
について 厚生労働省国民健康保険課長通知
- 資料6 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- 資料7 事業所の管理及び電子計算機等システムの運用に関する基準
- 資料8 記録媒体の取り扱いについて
- 資料9 国民健康保険法（抜粋）
- 資料10 神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則
- 資料11 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のと通りの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

ア 被保険者が保険薬局で調剤したレセプト件数は、平成22年6月受診分で約5万1千件、処方医薬品数は18万2千点となっている。これら膨大な量の医薬品のうち後発品に代替可能な医薬品を探して、先発品との差額を計算するにはコンピュータによる処理が必要となる。

イ 上記処理により被保険者ごとに差額を計算した後、通知対象者を絞り込み、各被保険者ごとに帳票を印刷し、住所地に郵送する必要がある。これも最終的には約5千件程度と想定されるので、迅速かつ効率的に処理するにはコンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア 委託業者の安全対策

委託業者選定にあたっては、競争入札とするが、個人情報の保護を図るための仕様を設定したうえで、データ運用の安全対策に対する証として、財団法人日本情報処理開発協会認定によるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

委託契約では、本市「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」、
「事業所の管理及び電子計算機等システムの運用に関する基準」を遵守する

よう契約書に明記し、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行う。

さらに仕様書では、印刷物及びデータの保管においては作業中を除き、施錠のできる耐火式保管庫を用い管理を徹底するものとし、製造工程で発生する不要な紙媒体（ミスプリント）なども同様に施錠できる場所で管理し溶解処分等の処置により漏洩しないようにする。

バックアップデータの保管についても、施錠のできる耐火式保管庫をもちいるものとし、成果物納入後、5日以内に消去を行い、データが漏洩しないよう万全を期するものとする。

作業用に作成されたCD-Rは、成果物納品の際に返却させ、IT推進課作成2009年2月17日付「記録媒体の取扱いについて」の規定に基づいた取り扱いとする。

イ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

ウ 国保連の安全対策

国保連にも「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており、個人情報の保護や適正な取り扱いに努めている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認めれる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。ただし、実施機関は、業務委託契約を締結した後に、当該契約書及び被保険者に対するジェネリック医薬品使用促進のための差額通知書について、審議会に報告することを条件とするものである。

以 上